

会 務 月 報

第315号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第40回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年4月9日(木) 10:00~12:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、佐野 吉彦、

望月 淳一、高津 充良

特別出席 宮原 浩輔、大池 真人

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、

鈴木業務課長、上原

(欠 席 者 委員 榊原 信一)

<配付資料>

資料1-1: 設計者のための法適合確認検討会関係資料

資料1-2: 設計者のための法適合確認検討会 契約関連部
会関係資料

資料2: 昇降機に係る法改正建築基準法施行令の施行関係
資料

資料3: 公共建築設計懇談会 意見交換会資料

資料4: 東海地域の建築系大学院生のインターシップ 受け入れ・
検討についての関係資料

参考: 士会連合会インターシップの指針について(建設工業新
聞記事 4/9)

資料5: 業務報酬基準の周知等のあり方意見交換会関係資料

参考資料: 新しい建築設計・工事監理等の業務報酬基準が
策定されました。(パンフレット)

議事1. 設計者のための法適合確認ガイドライン策定について

2009-6 日事連会務月報

(資料1-1、1-2)

設計者のための法適合確認検討会(3/31)の状況等について
特別出席の宮原氏より報告があった。

- ・国土交通省より当会(宮原委員、北野常務理事)に対し、3
月13日に日事連が要望した内容が、主に法適合確認マニ
ュアルに係る事項について、同検討会の中でどう反映される
のか等、事前に説明があった。
- ・構造・設備に係る関係規定のチェックリスト及び関係規定に関す
る法適合チェックシートについて説明があった。
- ・その他、検討会では、構造・設備設計一級建築士について
のパンフレット、設計者のための法適合確認についての講習
会テキスト構成案、各関連部会(構造、設備、契約)の進行状況
等についての説明があった。

続いて、同検討会 契約関連部会(4/1)の状況等について特
別出席の大池氏より報告があった。

- ・契約関連部会では、原設計者が構造・設備設計一級建築士
との業務委託契約を交わす際の参考事例の作成をして
おり、法適合確認業務委託契約書・約款案及び交付すべ
き図書の種類、記名・捺印等について説明があった。
- ・構造・設備関係規定に係る「法適合確認業務」に際して、い
わゆる「意匠図」に基づいて確認・判断を行う場合が多い
と考えられる事項をとりまとめている。

○構造・設備設計一級建築士が自ら設計する場合の追加業
務の取扱いや、構造・設備設計一級建築士が社内にいる
か否かで施主の建築士事務所選別につながることに
ついて各委員より発言があった。

報告により、日事連からの要望(3/31)について2. 法適合確
認マニュアルの早期提示・公表の部分については大方反映されて
いる状況であることを確認した。

議事2. 昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について

(資料2)

昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について鈴木業
務課長より報告があった。

- ・安全性向上の観点から昇降機の構造に関する建築基準法

施行令の改正が行われ、本年9月28日に施行される。政令の施行前に昇降機を設置する建物が着工され、完了検査が施行後となる物件について担当行政庁で経過措置の取扱いにより施工済み駆体の手直し等の混乱が生じるため、経過措置の明確化が緊急の課題となっている。

- ・設計に係る大きな問題なので単位会へは3月の全国会長会議等で周知依頼を踏まえた報告を行っている。
- ・日本建築行政会議では、特定行政庁へのアンケート調査の結果等を踏まえ、昇降機の確認申請等の運用方針をまとめている。

議事3. 公共建築設計懇談会意見交換会での状況について (資料3)

公共建築設計懇談会意見交換会の状況について高津委員より報告がなされ、岡本副委員長より追加の説明があった。

- ・3月26日に意見交換会が開催され、岡本副委員長、佐々木委員、高津委員が出席した。
- ・平成20年7月17日に建築3会(日事連、士会連、JIA)で、国の「官庁施設の設計業務等積算要領」で定められた「依頼度」が、地方自治体の発注の際に、設計業務報酬の値切りに使用される例があるため、業務報酬基準の改定に併せて同要領の改善について要望しているが、概ね今回の改定で取り入れられている。
- ・意見交換会では、国の営繕部より3月26日時点での官庁施設の設計業務等積算要領等の改定の状況について、設計業務量算定における略算方法の適用範囲外の補完、設計意図伝達業務量の算定、改修工事に係る総設計・監理業務量の算定方法で新築・改修の別がなくなること、また「依頼度」の設定に関する規定もなくなる(「依頼度」に代わる言葉を検討中)等の報告があった。
- ・国は、4月中旬に開催する全国営繕主管課長会議幹事会で地方公共団体及び関係省庁に対して、改定される積算基準を説明する予定である。

公共建築設計懇談会の検討状況については、今後も当委員会へ報告することとした。

議事4. その他

○東海地域の建築系大学院生のインターシップについて(資料4)

東海地域の建築系大学院生のインターシップの状況について小林委員より説明があり、当会での対応を検討した。

- ・3月に建築学会東海支部より愛知地域の建築8団体連絡会構成団体(愛知会含む)宛に「東海地域における建築系大学院生のインターシップの受入れについて連絡があった。4月から改正建築士法にともなう大学院インターシップ制度の実施にあたって、一部受入事務所が確保できにくい状況があり、受入可能な建築士事務所のリストの提出協力があった。なお、関東圏では受入事務所の確保に特段の問題はないようである。
- ・平成20年6月から仮称・産学連携建築教育推進会議(準備会)で、今後は、建築関係団体で構成する「産学連携建築教育連絡会議」において、インターシップの運用に係る対応が協議される予定である。
- ・4月8日に士会連合会が団体独自の「建築士会インターシップガイドライン」を策定し、実施要領に併せて詳細な書式等を公表した。

検討の結果、インターシップに係る当会の対応については教育・情報委員会で協議することとした。

○業務報酬基準の周知等のあり方意見交換会について(資料5)

業務報酬基準の周知等のあり方意見交換会(4/8)の検討状況等について、佐々木委員より報告があった。

- ・平成21年1月から建築士法講習会(業務報酬基準等)を開催しているが、今後の全国的な周知方法、また追加業務における四会約款との整合等について、主に業務報酬基準改定委員会幹事会WGのメンバーが委員となって検討している。

○次回委員会日程

平成21年6月3日(水) 14:00~16:00 日事連会議室

■第4回 業務・技術委員会概要

日 時 平成21年5月12日(火) 14:00～16:45

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委 員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、
三原秀樹

担当副会長:八島英孝

日事連事務局:北野、恩田、吉田、鈴木、千浜、市川、今泉

(配付資料)

資料1:業務・技術に関する平成20年度事業報告(案)

資料2:建賠保険制度の推進に係る専門委員会関係資料に
ついて

資料3:四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改
正の検討状況の報告について

資料4:公共建築設計懇談会 意見交換会関係資料

資料5:法適合確認講習会資料

資料6:昇降機に係わる改正建築基準法施行令の施行によ
る緊急事項について

資料7:「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報
提供」関係資料

○議事に先立ち、当委員会と構造技術専門委員会との連携
について今後上野副委員長が同専門委員会に出席し、連
携を図ることとなった旨、木村委員長より説明され、了承
された。

議事1. 業務・技術に関する平成20年度事業報告(案)について

○資料1により業務・技術に関する平成20年度事業報告(案)
について事務局より説明され、これを了承した。

議事2. 建賠保険等調査専門委員会の報告について

○資料2により第1回建賠保険等調査専門委員会について事
務局より説明された。建賠保険の加入状況と支払の状況、
今後の課題などにつき検討した旨、報告された。

滅失・き損問題への対応については何か対策はあるのか
との質問が出され、建賠保険等調査専門委員会で今後前
向きに検討していくこととなった。

2009-6 日事連会務月報

議事3. 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正
の検討状況の報告について

○資料3により四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約
款の検討状況が事務局より報告された。おもな内容は以
下の通り。

- ・改正内容は平成20年11月28日の改正建築士法の施行
と国土交通省告示第15号(業務報酬基準)で示された
標準業務および標準外業務にもとづく改正。発行時期
は7月上旬を目途としているが作業の進捗状況によっ
ては遅れる場合がある。
- ・周知については大成出版より解説書が出版される予
定であるほか、同時期に工事請負契約約款の改正版が
発行されることから合同の講習会が全国8会場で予定
されている。

○次のような意見が出された。

- ・日事連として契約書の周知に関して何か行うべきでは
ないか。
- ・ブロック協議会あるいは単位会ごとで講習を行えるよう
な体制を整える必要がある。
- ・日事連で講師講習会を行い、契約書を作成した委員会
に講師の協力を依頼してはどうか。
- ・DVDなどを作成して講習を行う方法も考えられる。

議事4. 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について

○資料4により官庁施設の設計業務等積算基準等の改定に
ついて事務局より説明された。おもな内容は以下の通
り。

- ・官庁施設の設計業務等積算基準および積算要領の改定
内容は、告示第15号(業務報酬基準)の内容にあわせた
ものであり、設計三会で要望していた事項もおおむね
取り入れられた内容となっている。
- ・今後は地方公共団体への普及を目指していくことが重
要。関係団体と共同して要望していくなどの方策を考
えたい。

○関係団体共同での要望をふまえ、単位会でもそれぞれ地

方公共団体へ要望していくなどの活動を行っていく必要があることを確認した。

議事5. 設計者のための法適合確認がトータル策定について

○資料5により5月27日より施行される予定の構造・設備設計一級建築士による法適合確認について事務局より説明された。次のような意見が出された。

- ・意匠図、設備図にも構造設計一級建築士の確認が必要な事項があり、構造設計一級建築士の確認の印がないと建築確認が受け付けられないなど確認申請が混乱するおそれがある。
- ・設備設計一級建築士は、電気、給排水などそれぞれ専門分野があり、専門分野外の実務に関してはわからない場合がある。複数の設備設計一級建築士への依頼が必要になるなど問題が生じるおそれがある。
- ・今後、法施行後の動きをみながら何か運動していくことが必要ではないかと思われる。

議事6. 昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について

○資料6により昇降機に係る改正建築基準法施行令の施行について事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・昇降機の構造に関する建築基準法施行令は今年9月28日に施行される予定であるが、完了検査が政令の施行後となる物件は担当行政庁の経過措置の取り扱いにより施工済みの躯体の手直し等の混乱が生じるおそれがあるため、施行日前後の確認申請や着工にあたっては経過措置を確認するよう周知・徹底を図る必要がある。
- ・資料6のp. 7、8、9「日本建築行政会議」の資料については取扱注意とし当委員会かぎりの資料とする。

議事7. 「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について

○資料7により「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について事務局より説明された。

一般社団法人すまいまちづくりセンター連合会において税

制優遇が受けられる長期優良住宅の設計を行う建築士事務所を登録して広く情報提供を行うもので、会員への周知を図ることが確認された。

○四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正についての普及・周知方法、官庁施設の設計業務等積算基準等の改定、構造・設備設計一級建築士による法適合確認などについて今後日事連としてどのように検討していくかを業務・技術委員会から常任理事会などへ提案する必要があるのではないかという意見が出され、今後検討していくこととした。

◎次回委員会

平成21年7月30日(木) 14:00～16:30 日事連会議室

■第4回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年4月14日(火) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫、

委 員・沖野 覚、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、
山下卓治、国吉真正

欠 席 担当副会長・外木場久雄

<配付資料>

資料1:建築士事務所キャンペーンの実施要項(案)

資料2:平成21年度要望(案)

資料3:日事連案内(概要)パンフレットの作成について

資料4:ホームページの活用促進の検討

資料5:「優良な住宅・建築・街並み及びその記録の保全に関する懇談会」の開催に伴う委員の推薦のお願い

参考1:第3回委員会記録

議 事

1. 建築士事務所キャンペーンの実施要項(案)の検討

平成21年度についても昨年度同様、改正建築士法の周知を第一の目的とし、統一テーマのもと建築士事務所キャンペーンを実施することとし、資料1の実施要項(案)について協議

した結果、以下のとおり決定した。

・実施の趣旨

改正建築士法の周知を第一の目的とし、法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務を中心に国民へ広報する

・統一テーマ

「信頼のあかし 建築士事務所協会
～法定化された建築士事務所協会の会員はあなたをサポートします～」

・開催時期 10月、11月を中心とする。

・配付資料

新・建築士制度普及協会等が作成している改正建築士法の周知パンフレット(新建築士制度PRパンフレット、重要事項説明案内パンフレット、住宅瑕疵担保履行法消費者向けパンフレット)を、関係機関と調整の上従来の配布資料に追加する。

・助成方法 昨年度と同様、上限を60万円として助成する。

2. 平成21年度要望項目等について

平成20年度要望項目「改正建築基準法・改正建築士法の施行に関する市民への周知徹底の要望」については、国も様々なパンフレットを作成し、周知活動を実施しているため、項目から削除することを了承したうえ、資料2の平成21年度要望(案)について協議した結果、文言の一部は修正するが要望項目は以下のとおり決定した。なお、委員会への要望書送付時期は、6月下旬頃を予定する。

平成21年度の要望項目

- ①国土交通省告示第15号(新業務報酬基準)の遵守及び積算要領から「依頼度」の削除を要望
- ②公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたり、品確法的主旨に則り価格以外の要素を考慮した選定を要望
- ③公共建築物の設計業務の発注に際し、委託先の建築士事務所の選定について、構造/設備設計一級建築士の有無による不利益な状況が生じないよう適切な対応を要望

④建築設計・工事監理の発注に際して、賠償責任保険への加入を条件とすることを要望

3. 日事連案内(概要)パンフレットの作成について

日事連案内(概要)パンフレットについては、平成2年を最後に作成していなかったが、対外的にも必要であるため、事務局より従来の内容を参考に会長挨拶、新建築士事務所憲章を加えたパンフレット(案)により、新たに作成することを提案し了承された。

なお、項目の配置、盛り込む内容についていただいたご意見を反映した修正を行うこととし、最終決定については、野呂委員長、三栖会長に一任することとした。

4. ホームページの活用促進の検討について

事前に各委員に実施したアンケート調査結果報告及び項目別のアクセス数等資料説明をし、意見交換を行った結果、ほとんどアクセスのない項目等の整理をしたうえで、全体のリニューアルも含めた協議を、今後進めていくこととした。

5. その他

①「優良な住宅・建築・街並み及びその記録の保全に関する懇談会」への委員の推薦について(報告)

「優良な住宅・建築・街並み及びその記録の保全に関する懇談会」への委員派遣については広報・渉外委員会で対応することとし、横須賀副委員長を委員として派遣することとした旨報告した。

次回委員会 平成21年7月9日(木)13:30～16:00

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成21年

6月19日 通常総会(決算総会)、全国会長会議、
常任理事会 (帝国ホテル)

自由民主党建築設計議員連盟総会
(自民党本部)

23日 日事連建築賞選考委員会

26日 事務局連絡会議 (八重洲富士屋ホテル)

7月 1日 教育・情報委員会

9日 広報・渉外委員会

10日 指導運営委員会

13日 景観・まちづくり特別委員会

22日 建賠保険等調査専門委員会

27日 建築設計制度等対応特別委員会

28日 全国大会運営特別委員会

30日 業務・技術委員会

■5月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年5月1日～5月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	641	+ 2	5,707	11.2	208	+ 1	32.4
青 森	140		1,245	11.2	31		22.1
岩 手	266	+ 1	1,353	19.7	56		21.1
宮 城	260		2,757	9.4	52	+ 1	20.0
秋 田	174		1,678	10.4	42	- 1	24.1
山 形	191		1,658	11.5	46	- 1	24.1
福 島	179		2,104	8.5	47	- 1	26.3
茨 城	501		2,773	18.1	130	+ 1	25.9
栃 木	173		1,840	9.4	87		50.3
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	571	+ 11	6,274	9.1	97	+ 1	17.0
千 葉	410		4,491	9.1	90	+ 1	22.0
東 京	1,330		18,300	7.3	326	- 2	24.5
神奈川	792	- 3	7,662	10.3	147		18.6
新 潟	280		2,924	9.6	99		35.4
長 野	535	- 5	2,945	18.2	114		21.3
山 梨	114		1,091	10.4	11		9.6
富 山	267		1,572	17.0	53		19.9
石 川	258		1,664	15.5	51		19.8
福 井	264	- 3	1,189	22.2	56	+ 1	21.2
静 岡	544		4,030	13.5	132		24.3
愛 知	628		6,039	10.4	135	+ 1	21.5
三 重	182		1,722	10.6	62	+ 1	34.1
滋 賀	202		1,492	13.5	36	+ 2	17.8
京 都	270		2,610	10.3	77		28.5
大 阪	1,050		8,101	13.0	170	+ 1	16.2
兵 庫	503		4,481	11.2	124		24.7
奈 良	124		1,103	11.2	19		15.3
和歌山	118		916	12.9	24		20.3
鳥 取	80	- 2	648	12.3	42	- 1	52.5
島 根	155		935	16.6	50		32.3
岡 山	469		1,934	24.3	57	+ 1	12.2
広 島	384		3,040	12.6	109	+ 1	28.4
山 口	116		1,610	7.2	36		31.0
徳 島	102	+ 2	1,161	8.8	14		13.7
香 川	105		1,550	6.8	16		15.2
愛 媛	130	+ 3	1,526	8.5	22		16.9
高 知	149		895	16.6	17	+ 1	11.4
福 岡	540		4,491	12.0	131	+ 3	24.3
佐 賀	171		789	21.7	29		17.0
長 崎	226		1,112	20.3	39	+ 1	17.3
熊 本	227		1,713	13.3	77		33.9
大 分	207	- 1	1,189	17.4	37		17.9
宮 崎	141		1,554	9.1	66		46.8
鹿 児 島	320		1,700	18.8	74		23.1
沖 縄	180		1,470	12.2	43		23.9
計	14,844	+ 5	129,378	11.5	3,470	+ 12	23.4

※建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。